

# 総務常任委員会会議録

令和4年8月30日

寒川町議会



出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長  
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、  
天利委員

説明者 野崎総務部長、皆川人事課長、高橋副主幹、三澤副主幹  
池田税務収納課長、大平主幹、鳥海主幹、遠藤主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第42号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
2. 議案第43号 寒川町町税条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で議案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第42号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明をお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、これより付託議案の1、議案第42号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、皆川人事課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 おはようございます。それでは、議案第42号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の一環として、育児休業の取得回数制限の緩和等がうたわれており、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、これに準じて地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されており、令和4年10月1日施行の予定となっております。町条例においても所要の措置を講ずるものでございます。

初めに、今回の改正についてですが、今回の変更点をお示しできるよう資料別紙改正の内容を追加し

ております。タブレットは01-3をご覧ください。

初めに、常勤職員の育児休業制度についてですが、常勤職員の育児休業の回数と、次の産後パパ育休の欄をご覧ください。父母共に子が3歳に達するまで取得できる育児休業のほか、父親には産後パパ育休と呼ばれる子の出生から57日間以内にする育児休業があります。この2つの育児休業は、原則として1人の子に対して1回ずつ取得できるものですが、この取得回数をそれぞれ2回まで可能にいたします。

次に、2つ下の育児休業の請求期限の欄をご覧ください。育児休業の請求期限について現在は原則として1月前までとしているところを、産後パパ育休については原則2週間前までに短縮します。

次に、非常勤職員に対する育児休業制度についてですが、1点目は、育児休業の取得要件についてでございます。資料の中段、非常勤職員の育児休業の取得要件をご覧ください。現行は、子が1歳6か月に達するまで雇用される見込みがあることと、勤務日が週3日以上、または年121日以上あることとしておりますが、このうち1つ目の雇用見込みについては、産後パパ育休の取得に限り、子の出生の日から8週間と6月を経過する日まで雇用の見込みがあることに緩和いたします。

2点目は、育児休業の取得回数についてです。非常勤職員の育児休業の回数の欄をご覧ください。非常勤職員の場合、父母共に子が1歳に達するまで原則として1回取得できますが、この取得回数を2回までに緩和します。また、非常勤職員は、子が保育所に入所できないなどの事情がある場合、最長で子が2歳に達するまで育児休業を取得することができますが、1歳以降の育児休業の開始日は1歳時点、または1歳6か月時点に限定され、夫婦で育児休業を途中交代することができません。これについて1歳以降の育児休業の開始日を限定しないこととし、夫婦で育児休業を途中交代することができるように改正します。

続きまして、次の欄をご覧ください。産後パパ育休についても取得回数を原則1回としているところを2回まで可能にいたします。

続きまして、3点目は、育児休業の請求期限についてです。次の欄をご覧ください。子が1歳に達するまでの育児休業の請求期限は、原則として1月前までとしているところですが、産後パパ育休に限り原則2週間前までに短縮いたします。また、1歳以降の育児休業の請求期限について、現在は1歳到達日、または1歳6か月到達日に育児休業をしている非常勤職員が1歳以上の期間における育児休業をしようとする場合、1歳以上の育児休業の期間の初日は、子の1歳到達日、または1歳6か月到達日の翌日に限定されており、引き続き育児休業を取得することになるため、改めて取得要件を確認する必要がないことから、その請求期限を原則2週間前までとしています。

改正により1歳以上の育児休業の期間の初日は、子の1歳到達日、または1歳6か月到達日の翌日に限定されなくなりますが、1歳到達日、または1歳6か月到達日に育児休業をしている非常勤職員が、子の1歳到達日、または1歳6か月到達日以前に1歳以上の育児休業を請求する場合には、改めて取得要件を確認する必要がないことから、請求期限を2週間前までに短縮する取扱いを引き続き適用することとします。

以上が、今回の制度改正の内容となります。

なお、表で色づけをしておりますが、青で色づけをした項目は、地方公務員の育児休業等に関する法律により改正がなされておりますので、今回は橙で色づけをした項目は条例により、緑で色づけをした

項目は条例施行規則により改正する部分となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、改正の内容について新旧対照表に沿ってご説明いたします。タブレット資料01-1 議案第42号の12分の6ページ、新旧対照表の1ページをご覧ください。まず、第2条第4号の改正は、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を定めている規定であります。字句の整理として、「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、雇用期間に係る要件を定めているア（ア）中の原則として子が1歳6か月に達するまで雇用見込みである旨を規定している部分に、産後パパ育休の取得要件を緩和するため、第2条の4を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、また「、2歳」を「当該子が2歳」に改めるものでございます。

次に、同号イの規定は、子が1歳に達した日以後に育児休業を取得する場合の要件について、また、2ページになりますが、ウは、任期の更新等により育児休業を取得する場合の要件についてそれぞれ定めた規定ですが、アの規定と体裁を統一するため、1ページにお戻りいただき、イを「次のいずれかに該当する非常勤職員」と改め、現行の「イ」を「イ（ア）」に「ウ」を「イ（イ）」として条文を整理するため、（ア）「その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に」、恐れ入ります、2ページに移りますが、「該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業している非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」、（イ）「その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの」に改め、同号ウを削るものでございます。

続きまして、第2条の3の改正は、育児休業の期限を定めるもので、第2号は、両親共に育児休業を取得する場合の特例で、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間の育児休業をすることができる規定ですが、内容に変更がなく、字句の整理として、3ページをご覧ください。「この条及び次条において」を削り、次の行で、「において当該非常勤職員が」を「において、当該非常勤職員が、」に改め、「するとき」を「する場合」に改め、「とき」を「場合」に改めます。

次に、同条第3号は、育児休業の対象期間を子が1歳6か月に達する日までとする場合の要件を定めた規定ですが、本文中、「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間において」、恐れ入ります、4ページになりますが、「この号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの」にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き

採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を、3ページにお戻りいただき、「養育する非常勤職員が」に改め、すみません、4ページになりますが、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、5ページ中ほどにございますが、「同号イ」を「同号ウ」とし、4ページから5ページにあります同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に改め、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、4ページの下の部分にあります。同号中「ア」を「イ」とし、同じ4ページの中ほどの「(加える)」の部分ですが、同号に新たなアとして「当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を加えます。

また、5ページ中ほどになりますが、同号に「エ当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合」を加えます。

続きまして、第2条の4の改正は、育児休業の対象期間を子が2歳に達する日までとする場合の要件を定めた規定ですが、ただいまご説明した第2条の3第3号の改正と同様のもので、本文中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」を「各号に掲げる場合」に改め、「とき」を、6ページに続きますが、「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業している場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中「第2号」を「第3号」とし、「第1号」を「第2号」とし、同条に新たに第1号として、「当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を加え、同条に第4号として「当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合」を加えものでございます。

続きまして、第2条の5の改正は、産後パパ育休の取得期間を定める規定について、引用元である地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の条文改正に伴い、内容に変更はありませんが、新たに第3条の2として規定し直すことから、本条を削ります。

続きまして、第3条の改正は、同一の子について再度の育児休業をすることができる特別の事情を定める規定で、このうち第5号は、育児休業計画書により申し出た上で育児休業を終了後3月以上経過した場合には、再度育児休業をすることができる旨を規定していますが、法改正により特別の事情がなくても2回まで育児休業を取得できることになることから削除いたします。

7ページをご覧ください。これにより同条「第6号」を同条「第5号」とし、以下、字句の整理として、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条「第6号」とし、同条第8号中「その任期の末日」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に改め、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に改め、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条「第7号」とします。

続きまして、第3条の次に第3条の2として、「育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として定める期間は、57日間とする。」を加えますが、こちらは先ほど説明いたしました第2条の5から規定をし直すものでございます。

最後に、附則として、施行日を令和4年10月1日と定めるものでございます。

続きまして、資料を追加しております。タブレット01-2、15分の8ページの新旧対照表をご覧ください。寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

第2条の2の規定は、非常勤職員の育児休業の対象期間を子が1歳6か月に達する日又は2歳に達する日までとする場合として、条例第3条第1号から第4号までに掲げる特別の事情がある場合を記載のとおり追加するものでございます。

本規定は、もともとは極めて例外的な事情がある場合に、育児休業の取得回数制限を超えて育児休業を取得することを求める場合の規定ですが、1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、1歳6か月、または2歳まで育児休業ができる場合に加えるものでございます。

続きまして、第3条及び、15分の9ページに移りまして、第3条の2の改正は、条例の一部改正に伴い条ずれが生ずるために、見出しを含め条文を整理するものでございます。

続きまして、第4条の改正は、育児休業の請求手続等について定めた規定ですが、第1項中「以下同じ。）により」の次に「、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を加え、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合にあっては」に改め、同項第1号から、次の15分の10ページの第3号までの記載のとおり加えるものでございます。

同項に育児休業の請求期限を2週間前までに短縮できるものとして、第1号に、産後パパ育休を取得する場合、第2号に、1歳6か月までの育児休業を請求する場合、第3号に、2歳までの育児休業を請求する場合の3つの条件を明示するものでございます。また、条例の一部改正に伴い、同条第3項の規定を削ります。

続きまして、第5条は、育児休業の期間延長の手続を定める規定ですが、第4条と同様に、産後パパ育休、1歳6か月までの育児休業及び2歳までの育児休業を延長する場合は、請求期限を2週間前までに短縮するよう改めるものでございます。

第1項を記載のとおり改めるとともに、15分の11ページの改正案の4行目になりますが、第2項に「前条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する」を加えます。

続きまして、第6条の改正は、養育状況変更届の様式番号の変更によるもので、「第3号様式」を「第2号様式」に改めます。

続きまして、第8条の改正は、育児休業に係る人事異動通知書の交付について定めた規定ですが、事務を簡略化するため、産後パパ育休については、人事異動通知書の交付によらず、他の適当な方法をもって代えることができる旨のただし書きを加え、同条第4号は、字句の整理として、「引き続き」を「引き続いて」と改めるものでございます。

続きまして、第12条の改正は、条例改正に伴い条文を整理するもので、見出しを含め「育児休業等計画書」を「育児時間勤務計画書」に改め、「第2号」を「第3号」に改め、15分の12ページ以降となりますが、様式についても、改正内容に合わせ内容を記載のとおり整理するものでございます。

15分の12ページへお戻りください。最後に施行日は、条例の一部改正と同じく令和4年10月1日いたします。

説明は以上でございます。ご審査のほどお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。茂内委員。

【茂内委員】 育休について今お伺いいたしました、町の役場の中の実際の状況をお伺いしたいんですけども、今まで取られた方、またこれから取る予定の方がいましたら、教えてください。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 今年度の状況をお話しさせていただきます。現在延べ10名の方が取得済み、あるいは取得中でございます。4月当初につきましては6名、そのうち5名が復帰しております。現在は5名が取得中でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 育休でお仕事を休まれたその際には、そのお仕事のフォローについてお伺いしたいんですけども、周りの方とか、同じ職場の方は、そのフォローの形とございますか、例えば今までこういう形でフォローしたとかということがあったらお聞きしたいんですけども。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 基本的には育児休業に入りましたら、会計年度任用職員等を配置する等でフォローの体制をしております。通常の業務については、担当内、あるいは課内で応援態勢を取っていただいているような状況でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 茂内委員。



【茂内委員】 皆様でフォローはなさるとは思うんですけども、育休を受けた方とかが復帰した際のことを次にお伺いしたいんですけども、一番大事なのは、復帰したときに精神的なフォローだと私は思っています。お仕事に関しては、次から次へといろいろなお仕事がある中、やっていくことがたくさんあるかと思うんですけども、精神的なフォローについて、課の中とか、役場の全体の中でのそういったフォロー、育休を取らない方もいらっしゃると思いますので、そういったフォローの体制といたしますか、周りの方々のご理解といったものはどのような状況でしょうか。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 復帰に当たりましては、課の中で課長をはじめ全体的に配慮していただいているものと思っております。特に男性職員については、育児休業を取らないといたしますか、基本的には取る方向ではいられるんですけども、短い期間で取っている職員もおりますので、そういった職員についても全体的に育児休業を取るものだという理解の上で態勢を取っていただいておりますので、そういった部分については、問題なく進んでいるものと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

山上委員。

【山上委員】 何点かお伺いしたいと思います。今回の条例改正は、非常勤職員のということで、常勤職員については、もともとの法律改正に当たって根拠となったところで地方公務員として役場の常勤職員はやられていくんだと思います。そういった中で今回非常勤職員の条例で定められている部分をそれに合わせて改正するというところで理解をしているんですが、今非常勤職員なしでは、なかなか町の仕事というのが回っていかないというのは重々私も承知しております。常勤職員を上回る働きをする非常勤職員の方も結構いらっしゃると思います。そういった中でこのように常勤職員に合わせた支援体制というか、そういったのがなされるというのは非常にいいことだと思っています。

ただ、非常勤職員というのは、基本的には常勤職員をサポートということが仕事で、皆さんは雇われていると思うんです。そこで、非常勤職員の方が産休に入った場合、先ほども茂内委員が言われていたんですけども、サポートするところというのは、常勤職員じゃなくて、また非常勤職員を雇ったりしなければならぬのかなというところがあって、常勤職員をサポートしているのが非常勤職員、だからその非常勤職員の穴をまた埋めるのが、そういった体制がちゃんとできているのかなというのがあります。実は私は前職で、常勤職員が産休、育休に入る場合、結構職員課に足しげく通って、非常勤お願いね、お願いねという話を常にしていたので、その辺は管理監督者が非常に気を遣って、常勤職員の負担を減らすような形を取っていければいいのかなと思うんですが、そういった体制というのはどのような感じで行われているかというところをお伺いしたいんですが。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 会計年度任用職員といいましても、フルタイムではない場合がありますので、サポートしている段階で全体の作業量が短くなってしまう部分がありますので、そういった部分はあるんですけども、なかなか人数だとか、人件費の考えもございますので、その辺については各課の工夫の中でやっていただく体制に協力を求めていくしかないと考えてございます。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 ぜひとも常勤職員にできる限り負担にならないような形で組織づくり、そういったところですね。要は非常勤職員を採らなくちゃいけないということは、定数管理にちょっと問題があるのかなというところがあります。定数がきちっとというか、それなりに余裕があるという言い方は語弊があるかと思うんですが、あれば、その辺はカバーできるんじゃないかなというのが、実は自分が前職にいたときから職員課には話していて、人数を減らせばいいんじゃないよ、要はパソコンとか、ITをどんどん入れれば、それで人減らしをするんじゃないよ、窓口に出るのは人なんだからという話をしょっちゅうしていたので、特に窓口業務の多いところについては、IT化、パソコンを導入する、でも人は減らさないでくれねと、作業の効率化だからという話をしたことがあるので、その辺も一度考えていただいて、常勤職員の負担にならないような取組をしていただきたいと思います。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 適時適切に配置を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【黒沢委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 茂内委員を含めて、一連の流れで今役場の体制も含めていろいろご意見等をいただきました。日本の育休制度の中で男性が育休を長く取れるということで、制度としては評価されているんだけど、実態はどうなんだろうということも社会的には言われている中で、役場の今男性の職員の取得率とかは、期間に違いはありますけど、90%ぐらい実態としては取得しているという形にはなっております。ただ、今言われたとおり、職場の中で正規の職員が働いていたものを、どうしても非常勤職員さんとかで補っていく、そうなったときに職場に負担をかけてしまうんじゃないかということの中で、なかなか取りづらいという実態があるのは、そうなんだと認識しております。

そういった中で、これからは男と女で平等に育てていくというのなら、同じ日数ずつ夫婦であれば取れてもいいんでしょうし、そういった中で、我々も本来であれば、正規職員なり、フルタイムの非常勤で補えればいいという認識は持っているんですけど、職員の採用を行っていく中でも、我々で合格者を出しても断られてしまうような実態もありますし、ほかでもデジタルも含めていろんな課題があるので、いろんなところで人が足りないので、そこに充てていくということになると、どうしても育休のところにも充てていくところまではたどり着いていない、なかなか難しさがあるという実態の中で、うまくいくようにきちっとその辺の体制も、考え方も含めて取り組んでいかななくちゃいけないという認識を持っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【黒沢委員長】 先ほど課長のお答えの中で、各課で工夫していただいていますみたいなお答えがあったけど、人事課としてしっかりとした見解を持っていないといけないと思うんですよ。そういう状況になって、各課にお任せしています、各課によって対応が違って、やっぱり取りづらくなって感じしまつたら、制度が生きないということになっちゃいますので、そこは担当課としてはしっかりと、今、部長から答えていただきましたけど、しっかりとした見解とか、町全体の考え方というのは、しっかり押さえておかなきゃいけないのかなと思いますので、今後しっかり対応していきますと今部長からお答えがありましたので、しっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第43号 寒川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 続きまして、付託議案の2、議案第43号 寒川町町税条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、池田税務収納課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 おはようございます。これより寒川町町税条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

議案第43号でございますが、本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、寒川町町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

なお、一部本会議における説明と重複するところもございますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

初めに、改正の概要をご説明いたします。今回2点の改正がございます。まず法人町民税でございます。法人の納税額を算定するに当たりまして、親法人と子法人など関連する法人間で損益を通算しまして申告納税を行う連結納税制度という仕組みがございます。この制度が廃止されまして、新たにグループ通算制度という名称の制度が創設されました。そのため条例中の連結納税制度に関する文言の削除を行います。

グループ通算制度でございますが、従来の連結納税制度の仕組みを基本的に踏襲しながら見直しを行っておりまして、大きなところでは申告納税の主体の見直し、中小法人の判定方法の見直し、損益通算制度の見直しなどが挙げられます。

なお、この改正による申告納税が適用されるのは来年3月以降に決算を迎える法人からでございます。

次に、固定資産税、都市計画税関係ですが、下水道法に定める除外施設に関する特例規定を改正します。事業所から排出される排水を公共下水道に流すためには、法律で定める水質基準を満たす必要がございます。この基準を満たすために排水の浄化処理を行う施設を除外施設と申しますが、地方税法におきまして、この下水道法に定める除外施設に適用される課税標準の軽減割合の基準が4分の3から5分の4に改められたことから、町税条例におきましても同様に改正を行います。

また、地方税法附則の一部の条文が削除されたことに伴いまして、町税条例中の参照条文にずれが生じておりますので、この整合を図るべく所要の整備を行うものです。

以上が、一部改正の概要でございます。

続きまして、条例の改正内容でございます。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。第14条では、

グループ通算制度の創設に伴う条文の整備といたしまして、条文中の連結納税制度に係る規定である「又は各連結事業年度」、この文言は3か所がございますが、こちらを削除いたします。

制定附則第11項第2号は、下水道除外施設に係る特例割合でございまして、「4分の3」を「5分の4」に改めます。

制定附則第11項第3号から第7号までは、地方税法附則第15条の条文整理により生じた参照先の条ずれ修正でございます。第3号から第5号中の「第15条第27項」を「第15条第26項」に、第6号中の「第15条第34項」を「第15条第33項」に、第7号中の「第15条第35項」を「第15条第34項」にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、改正附則でございます。附則第1項は、施行期日を定めるものでございまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

附則第2項は、法人の町民税に関する経過措置でございまして、第14条の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例、すなわちこれまでの例によるものと定めております。

附則第3項及び第4項は、固定資産税に関する経過措置でございまして、第3項では、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する改正条例は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、それ以前、すなわち令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例、これもこれまでの例のとおりという旨を定めまして、第4項では、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設、または設備に対して課する固定資産税については、こちらもなお従前の例による旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【黒沢委員長】** ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

**【山田委員】** 今回大きく法律が変わって、こういうことになったということなんですけど、単純に町に対して影響というのはどうなるのか教えてください。

**【黒沢委員長】** 池田税務収納課長。

**【池田税務収納課長】** ただいま町税に対する影響はというお話でございました。まず、法人でございまして、こちらは制度が変わってはおりますけれども、まだ具体的な数字が来年度の年度末の決算、来年度3月にならないと出てきませんので、プラス・マイナスを申し上げるのはなかなか難しいんですが、ただ、連結納税制度、例えばグループの中で法人間で黒字と赤字がある場合、プラス・マイナスしますよという制度がございまして、こちらを地方税に限っては、その制度を見直すという適用が今回の改正に含まれてございますので、その部分を踏まえまして、多少は、今までどおりの数字でいくとすれば、プラスの方向へ振れてくるのかなと思います。

下水道でございまして、現在まで適用が1件もございまして、具体的な数字というのはなかなか出せないんでございますけれども、こちらにつきましても、さほどの影響はないものと踏んでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

青木委員。

【青木委員】 連結納税の対象とする企業というのがどのぐらいあるのかというのは非常に気になるところなんですけど、今プラス方向にということを書いていたんですけど、町としてその対象となる企業がどのぐらいあるかというのは当然把握されていると思うんですね。それでプラス方向というのであれば、大体こんなものだろうという、そういう想定というのはされていないですかね。

【黒沢委員長】 池田税務収納課長。

【池田税務収納課長】 なかなか難しいご質問でございまして、皆さんご承知のとおり、法人は年度によりましてプラス・マイナスは大変大きゅうございます。ですから、なかなかその辺に触れることも難しいんですが、現在連結納税制度、従前の制度で申告納税しておる法人でございまして、34法人でございます。ただ、そのうち法人税割、すなわち収益に関する部分を納税している法人が4法人でございます。残りにつきましては、細かいところは申告書を見ないと分からないんですけども、プラス・マイナス損益通算の制度を使って法人税割が出てこないという状況になってございます。ですから、このところに今回の見直しでメスを入れることによって、多少なりとも法人税割が上がっていくのではないかと想定されるということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩については取りませうでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、このまま討論、採決に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第42号 寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。  
続きまして、議案第43号 寒川町町税条例の一部改正について討論はありませんか。初めに反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了とさせていただきます。大変にご苦労さまでした。

午前9時51分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年11月25日

委員長 黒 沢 善 行